（認定自主回収・再資源化事業計画の変更の認定の申請）

第七条　法第五十五条第一項の変更の認定を受けようとする認定自主回収・再資源化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定自主回収・再資源化事業計画の変更の認定を要しない軽微な変更）

第八条　法第五十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第五十四条第二項第七号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの

イ　氏名又は名称の変更

ロ　使用済指定再資源化製品の収集又は運搬を行う者の変更（第二条第二項に規定する措置を講じている場合に限る。）

二　法第五十四条第二項第八号に掲げる施設の変更

三　法第五十四条第二項第九号に規定する施設の変更（保管施設に係る変更に限る。）

（認定自主回収・再資源化事業計画の軽微な変更の届出）

第九条　法第五十五条第二項の届出は、その実施の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定自主回収・再資源化事業者の氏名等の変更の届出）

第十条　法第五十五条第三項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第一条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

（認定自主回収・再資源化事業の廃止の届出）

第十一条　認定自主回収・再資源化事業者は、認定自主回収・再資源化事業計画に係る自主回収・再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

（自主回収・再資源化事業の実施の状況に関する報告）

第十二条　認定自主回収・再資源化事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定自主回収・再資源化事業計画に係る自主回収・再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　当該一年間に収集した使用済指定再資源化製品の種類及び種類ごとの重量

四　当該一年間に使用済指定再資源化製品の再資源化により得られた物の種類ごとの重量、利用者及び利用方法

五　当該一年間に収集した使用済指定再資源化製品のうち再資源化されずに廃棄物として処理された物の種類ごとの重量及びその処理を行った者

六　当該一年間における自主回収を促進するための取組の内容

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。